

令和2年第4回

初山別村議会
定例会会議録

初山別村議会

令和 2 年第 4 回初山別村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和 2 年 1 2 月 1 0 日
招 集 場 所	初山別村議会議場
開 会	令和 2 年 1 2 月 1 0 日 午前 1 0 時 5 分宣告
応 召 議 員	1 番 高場志津子 2 番 三谷 博子 3 番 斉藤 勝博 4 番 加藤 一裕 5 番 山本 康男 6 番 長谷川幸廣 7 番 鎌田 健治 8 番 木村 健一
不 応 召 議 員	なし
出 席 議 員	応召議員と同じ
欠 席 議 員	なし
地方自治法第 121 条の 規定により説明のため 出席した者の職・氏名	村 長 宮本 憲幸 教 育 長 宇野 要 監 査 委 員 野村 英雄 農業委員会長 立田 幸男 選挙管理委員会委員長 立田 康雄
本会議に職務のため 出席した者の職・氏名	副 村 長 村田 繁光 企画振興室長 山崎 英樹 総 務 課 長 加藤 明彦 住 民 課 長 大水 秀之 経 済 課 長 向井 隆文 主任技師 長谷川孝之 教育委員会 大西 孝幸 農業委員会 向井 隆文 教 育 次 長 事 務 局 長 選挙管理委員会 加藤 明彦 事 務 局 長
村 長 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 員 提 出 議 案 名	別添議事日程表のとおり
議 事 日 程	議長は議事日程を末尾添付のとおり報告した。
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の 2 人を指名した。
	6 番 長谷川 幸廣 1 番 高場 志津子
会 議 の 書 記 氏 名	事務局長 寺崎 廣輝 書 記 小澤 諒
そ の 他	な し

村 長 議 会 招 集 挨 拶
議長 木村健一君
村長から議会召集の挨拶の申し入れがありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸君
令和２年、最後の定例議会となりましたが、第４回初山別村議会定例会の開会に際しまして、議会召集の挨拶を申し上げます。
師走を迎え、本年も残す所あと３週間程となりました。議員の皆様方には、年末を控え何かとご多用のところ、定例議会を招集いたしました但、議員各位のご出席のもとに、本日開催されますこと、厚くお礼を申し上げます。
地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、様々な分野で困難な課題が増しておりますが、こうした中、世界各国の新型コロナウイルス感染症拡大が依然として治まらない状況であり、試練が続いております。亡くなられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますと共に、治療に専念されている多くの皆さんに、お見舞いを申し上げます。又、医療や福祉に従事する皆さんには、厳しい職場環境の中、感染リスクを抱えながら、懸命な努力が続けられていることに、心から敬意を表します。ワクチンや治療薬の開発普及に期待しつつ、新しい社会や暮らしはどうあるべきなのか深く考えながら、一人ひとりができること、やらなければならないことを粘り強く実践し、光明を信じこの難局を乗り越えて行きたいと考える所です。
この様な中、２０２１年度の予算編成に向けた各省庁の折衝が終盤を迎えておりますが、増加し続ける社会保障費を抑制しつつ、あらゆる自然災害にも対応できる国土の強靱化や地方再生など、求められる政策の実現実行に資する予算となるよう、切望するものであります。
さて、本日の定例議会に提案いたしました案件は、補正予算を含め１１件を上程致しております。令和２年度、初山別村功労者表彰につきましては、議案に記載の方々は、それぞれ本村の振興発展のために、多年にわたりご貢献された方々でありますので、表彰につきましては、ご決定賜りますようお願い申し上げます。又、そのほか単行議案４件に加え、一般会計及び特別会計の補正予算につきましては、事業費等の追加、及び予算執行残の整理等を致したく補正をお願い致しております。
それぞれの案件につきまして、上程の際、詳細説明致しますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます、議会召集の挨拶といたします。
何分よろしくようお願い申し上げます。

開 会 ・ 開 議	
議長 木村健一君	
只今の出席議員数は８名で定足数に達しておりますので、令和２年第４回初山別村議会定例会を開会します。	
これより本日の会議を開きます。	
本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。	
日程第１ 会議録署名議員の指名	
議長 木村健一君	
日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。	
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２３条の規定により、６番長谷川幸廣君、１番高場志津子君、兩名を指名します。	
日程第２ 会 期 の 決 定	
議長 木村健一君	
日程第２ 会期の決定を議題にします。	
お諮りします。本定例会の会期については議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の発言を求めます。三谷委員長。	
議会運営委員長 三谷博子君	
ただ今、議長より指名がありましたので、報告いたします。	
議長から今期定例会の会期等の諮問を受け、去る１１月３０日に議会運営委員会を招集し、議会運営について協議を行いました。協議の結果、案件を勘案し会期を本日から１２月１１日までの２日間とすることにいたしました。	
以上、報告を終わります。	
議長 木村健一君	
お諮りします。本定例会の会期は、只今議会運営委員長の発言どおり本日から１２月１１日までの２日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
議長 木村健一君	
異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月１１日までの２日間に決定しました。	

日程第 3 諸 般 の 報 告
議長 木村健一君
日程第 3 諸般の報告を行います。
事務局長に朗読させます。寺崎事務局長。
事務局長 寺崎廣輝君
第 4 回初山別村議会定例会諸般の報告。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
これで諸般の報告を終わります。
日程第 4 行 政 報 告
議長 木村健一君
日程第 4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。村長。
村長 宮本憲幸君
令和 2 年第 4 回初山別村議会定例会の行政報告につきましては、お手元にお配りしております資料の順に従いまして、報告申し上げます。
1 令和 2 年度各会計予算現況のうち(1)一般会計であります。当初予算額 2 億 6, 9 8 0 万円に対し、今回補正額を含め 3 億 1 億 4, 1 7 0 万 4 千円といたしております。
当初予算に対しまして、金額で 4 億 7, 1 9 0 万 4 千円、率にして 1 7. 7 % の伸びとなっております。
補正は今回を含め 4 回行っており、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した診療所管理用備品購入費、地域水産業持続化支援事業交付金、地域経済活力創生事業委託料、休業要請協力金、感染防止対策事業者協力交付金、経営持続化支援給付金、観光需要回復事業助成金、事業再開支援に係る指定管理者管理施設運営委託料、小中学校遠隔教育用機器及び感染症対策用備品購入費、そしてまた高度無線環境整備推進事業費負担金などを追加しております。
今回提案の補正予算につきましては、歳出では、空家村有住宅修繕料 1, 2 0 0 万円、地域公共交通対策用車両購入費 5 3 7 万円、農業集落排水事業特別会計繰出金 2, 7 3 0 万 4 千円、農業振興施設等整備事業補助金 1, 4 2 0 万円、起業家等支援補助金 4 1 3 万 1 千円、村道等除排

雪業務委託料 1, 0 4 9 万 5 千円などを追加しているほか、観光協会運営事業補助金 6 1 5 万円、
北留萌消防組合負担金 3 9 6 万 1 千円、職員給与費 4 0 8 万 8 千円などを減額しております。
歳入では、既に普通交付税額が決定していることから 8, 2 8 0 万 8 千円のほか、地域づくり
総合交付金 1, 9 0 0 万円などを追加しておりますが、過疎債の全国的な配分調整による村債 6,
6 9 0 万円減額に伴う総合的な財源調整のため、財政調整基金繰入金を 3, 0 5 0 万 7 千円追加
いたすものであります。
このほか詳細につきましては、議案審議の際にご説明申し上げます。
次に（２）国民健康保険特別会計であります。当初予算額 2 億 7, 0 0 0 万円に対し、今回
の補正を含め、現行予算額 2 億 7, 3 6 6 万 7 千円、差引 3 6 6 万 7 千円、率にして 1. 4 % の
増となっております。この主な要因は、国庫負担金返還金の増額並びに財政調整基金積立金の減
額等であります。
（３）介護保険特別会計であります。当初予算額 1 億 6, 4 7 0 万円に対し、今回の補正を
含め、現行予算額 2 億 1 7 4 万 7 千円、差引 3, 7 0 4 万 7 千円、率にして 2 2. 5 % の増とな
っております。この主な要因は、介護サービス給付費、システム改修委託料の増額等であります。
（４）後期高齢者医療保険特別会計であります。当初予算額 2, 3 4 0 万円に対し、今回の
補正を含め、現行予算額 2, 3 2 8 万 7 千円、差引 1 1 万 3 千円、率にして 0. 5 % の減となっ
ております。この主な要因は、システム改修委託料の増額並びに広域連合納付金の減額等であり
ます。
（５）簡易水道事業特別会計であります。当初予算額 1 億 7, 2 5 0 万円に対し、今回補正
により、現行予算額は 1 億 7, 4 8 5 万 6 千円で、差引 2 3 5 万 6 千円、率にして 1. 4 % の増
となっております。この主な要因は、計量器積立金の増等であります。
（６）農業集落排水事業特別会計であります。当初予算額 1 億 8, 7 2 0 万円に対し、今回
補正により、現行予算額は 1 億 9, 5 1 4 万 5 千円で、差引 7 9 4 万 5 千円、率にして 4. 2 %
の増となっております。この主な要因は、産業廃棄物手数料 2 7 5 万円、個別排水処理施設工事
請負費 3 8 9 万円、汚泥処理手数料 7 2 万 5 千円の増等であります。
2 の農業及び漁業生産状況について申し上げます。
①水稲、畑作の生産状況であります。1 1 月 3 0 日現在の米の生産量は 2 万 3, 8 1 4 俵、
生産額は 2 億 9, 7 6 7 万 5 千円であり、対前年比は、生産量で 1 0 8. 2 %、生産額で 1 1 2.
8 %、出荷数量に対する 1 等米比率は 1 0 0 %であります。
5 月中旬の低温の影響を受け、生育が一時停滞しましたが、5 月下旬以降は天候が回復し、高

温・多照で推移したことにより、生育は順調に進み、生産量・生産額ともに前年を上回りました。
小麦の生産量は1, 214トン、生産額は4, 129万2千円であり、対前年比は生産量で115.7%、生産額で111.8%であります。
水稻、畑作合計の生産額は3億6, 305万2千円で、対前年比107.1%でありました。
②畜産の生産状況であります。10月末現在で申し上げます。生産額の合計は4億9, 710万円で、対前年比95.5%であります。生乳及び肉牛・素牛とも生産額が前年を下回りました。
次に、③漁業生産状況であります。11月30日現在の水揚げの合計は、数量991.5トン、金額は3億9, 815万7千円で、対前年比は数量で107.5%、金額で117%であります。
主力魚種では、たこは、数量・金額とも前年から減少し、対前年比は数量で83.7%、金額で73%であります。
なまこにおいては、新型コロナウイルスの影響による中国向け輸出量の減少により、金額で、対前年比66.5%と大きく落ち込みました。また、ひらめも漁獲の落ち込みにより、金額は1千万円を割り込みました。
一方、昨年不漁のさけは、全道的に不漁のなか、数量では対前年比264.1%、金額では344%の豊漁となり、ほたてにおいても、数量、金額ともに前年をわずかに上回りました。
全体では、さけの豊漁により数量、金額ともに前年を上回りましたが、主力魚種のたこをはじめ、全体的に漁獲の減少が見られるほか、新型コロナウイルスの影響による需要の減退により、魚価が低迷しており、今後の水揚げ量並びに魚価の回復と安定を切に願っているところであります。
3の岬センター等の利用状況について申し上げます。
①岬センター利用状況であります。利用者合計が3万8, 462人、対前年比3, 989人の減、率にして90.6%であります。
②有料公園施設につきましては、利用者合計が2, 877人、対前年比81人の増、率にして102.9%であります。
③道の駅につきましては、利用者合計は1万2, 097人で、対前年比7, 507人の減、率にして61.7%であります。
④農林水産物直売所につきましては、利用者数合計が4, 316人で、対前年比1, 235人の減、率にして77.8%であります。
⑤オートキャンプ場につきましては、合計利用件数は1, 430件で、対前年比448件の増、

率にして145.6%、利用者数は3,597人で、対前年比855人の増、率にして131.2%であります。
次に、4の令和2年度建設工事等の発注状況について申し上げます。
(1)土木・建築工事では、計の欄で、発注済9件、4億1,759万3千円、発注率は100%であります。
委託業務は、発注済14件、5,283万9千円、発注率は100%であります。
(2)水道・農業集落排水工事では、計の欄で、発注済4件、1億4,060万2千円、発注率は100%であります。
委託業務は、発注済4件、2,747万8千円、発注率は93.5%であります。未発注の水道委託業務1件につきましては、年内の発注を計画しており、工事・業務全てについて年度内に完了する予定であります。
以上で、行政報告を終わります。
議長 木村健一君
これで行政報告は終わりました。
日程第5 一般質問
議長 木村健一君
日程第5 一般質問を行います。
議長あて通告のあった一般質問は、お手元に配布しております一般質問通告一覧表のとおりであります。
発言時間について申し上げます。本日の一般質問についての議員の発言は、会議規則第55条の規定により質問開始から60分以内とします。
順番に発言を許します。2番三谷博子君。
2番 三谷博子君
新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実と拡大阻止に向けて村長にお伺いします。インフルエンザ流行期に備え、発熱患者等の相談・診療・検査を行う医療機関を都道府県が指定。初山別診療所でPCR検査や抗原検査が受けられるようになった。医療が必要と判断した検査は行政検査として北海道が費用を負担するので自己負担はありません。症状はなくても確認のため自発的に検査を希望する場合は、全額自己負担となります。その金額は3万円と一般家庭においては高額です。新型コロナウイルス感染症はウイルスに感染後、発症までに約2週間の潜伏期間があ

り、発症の２日前から１週間が特に感染力が強い期間とされています。無症状だったり軽傷だったり、感染したことを自覚できない危険性もあります。陽性、陰性の判断はＰＣＲ検査に頼らざる得ない状況において、村民が不安を感じた時すぐにＰＣＲ検査が受けられるよう、ＰＣＲ検査の自己負担の一部を村が負担し、自己負担を軽減する必要があると思いますが村長の考えを伺います。また、家庭内での二次感染のリスクを下げるため、医療機関での診療やウイルス検査の結果が出るまで、必要があれば現在空き家の村営住宅やプレハブ等の貸し出しによる村からの支援はできないか村長に伺います。
村長 宮本憲幸君
議長。
議長 木村健一君
村長。
村長 宮本憲幸君
三谷議員のご質問、新型コロナウイルス感染症の検査体制の充実拡大阻止に向けてにお答えします。道内における新型コロナウイルス感染症の発生状況は、１１月に入ってから急増。北海道は１１月７日から来年１月１５日までを集中対策期間とし、感染予防の徹底を呼びかけています。管内においても１１月中旬以降本日まで１２例の感染例が報告されており、いつ本村で発生してもおかしくない状況にあります。北海道は、インフルエンザ流行期と重なるこの時期に、診察・検査を行う医療機関の負担を分散し、患者の急増に対応するため、新たに発熱患者等診療・検査医療機関を募集しておりましたが、１１月始め初山別診療所がこの指定を受けることとし、発熱患者等の診療・検査を始めております。ただし、発熱患者は一般患者と分離し、かつ都度消毒する必要があることから、一日に診療・検査できる患者数は限られます。また、発熱患者は医師が必要と判断した場合、北海道が費用を負担する行政検査を受けることとなります。一方、症状もなく、感染を疑う理由がない方でも希望すれば検査を受けることは可能ですが、この場合の検査費用は全額自己負担となります。ご質問の１点目、検査費用への助成についてですが、現時点村がその検査費用を助成する考えはありません。新型コロナウイルス感染症の流行下、感染を疑われる方が速やかに診療・検査を受けることができる体制を維持することが最も大切であると考えております。本村においては医療従事者のご理解のもと、その体制をとることができておりますが、仮に検査費用を助成し検査件数が増えた場合、発熱患者等の診察・検査のみならず、通常診療をも圧迫するおそれがあることから、感染の有無を確認するだけの検査への助成は慎重に行うべきと考えております。なお、今後村内で発生するなど感染拡大の状況によっては、医療従事者

や施設の職員など真に検査が必要な方への助成については、速やかに実施する方向で対応したいと考えております。ご質問の２点目、ＰＣＲ検査を受けた方の結果が出るまでの間、村が宿舍等を提供してはどうかのご質問ですが、このような方については居室や食事等生活空間を分離、または時間をずらすことで家庭内感染を防ぐことは可能であり、全国的にも同様な対応をとっていると考えられることから、本村においても現段階では特別な対応をする予定はありません。外から家庭にウイルスを持ち込まないようにすることが最も重要ですが、家庭内感染を予防するとより万全な対策といえます。ただし、議員ご指摘のとおり無症状の方や発症２日前でも感染することから、検査を受けた時から隔離するのではなく、日常的に対策をとることが有用だと考えます。村民の皆さんには自らかからないことはもちろん、他の人に移さないためにも３密の回避、マスクの着用、消毒の習慣化など常日頃の予防の徹底を改めてお願いしたいと考えます。
２番 三谷博子君
議長。
議長 木村健一君
２番三谷博子君。
２番 三谷博子君
軽く躲されると思っていました。小さい村だからこそできることはないかと思って考えてみました。インフルエンザ流行期が来て、発熱の外来がこれから増えてくると思います。ですが、今クラスターが起きている旭川も札幌も、初山別村の村民にとっては病院の通院等の生活圏内でもあります。病院に行かないでということにはならないかと思います。それで、不安があった時に、どの様にしたらいいのかということを考えますと、やはりＰＣＲ検査を拡大していくことが一番早く患者を見つけ、そして隔離していけるのではないかと、それが強いては緊迫している病院を助けることになる。家庭内での感染は起きています。留萌管内でもおきていますし、東京では家庭内クラスターが増えてきていると報告も受けております。基本は、なった時に家族に移さないように自分はどこに行ったらいいんだろうという不安を抱いてる村民も多く居ます。その中で、行ける場所があるんだということが心の中にあると、自分の感染から家族を守っていけるという安心感にも繋がるのではないかと思います。現在空き家はあります。その中でいくつかを指定しておいて利用するということとはできないでしょうか。
村長 宮本憲幸君
議長。
議長 木村健一君

村長。
村長 宮本憲幸君
最初の答弁でお話いたしましたように、現在のところそういう考えは持っていないということになります。しかしながら、三谷議員の仰ったことも私の認識としては当然ありますし、なんとかいい方法はないかと強く思っております。コロナの問題については、約1年を超えますけれども、国の特措法自体もこれまで対策をしてきた中で、色々その実態が分かったという意味で、その対応基準等が変わってきております。その中で、だんだんウイルスに対する知見が深まってきて、こうした方がいい、ああした方がいいということが、おそらくこれから出てくるのではないかというふうに思います。こんな中で、本村においては、診療所の両先生、非常に高貴な地域診療に対する思いを持っていただいて、本当に私はありがたいことだなというふうに思いますし、心から感謝とお礼を申し上げたいというふうに思っております。そんな中で、先生達、或いは従事者の皆さんには一生懸命やっていただき、今の体制の中で、しっかりとこの問題に取り組むということが必要なのかというふうに思います。これからもおそらく状況が変化してくることも充分考えられますけれども、そういうことも充分認識しながら、そして医療の現場にいる両先生を始め、スタッフの方々とも相談しながら、時には柔軟な発想で考えなければならない場合も出てくるかというふうに思います。議員の意図するところと認識は同じにしておりますので、諸情勢を勘案しながら適切な対応をしていきたいというふうに思います。
2番 三谷博子君
議長。
議長 木村健一君
2番三谷博子君。
2番 三谷博子君
初山別村の人たちは本当に一生懸命感染しないように頑張っております。この春から札幌に親戚が居る、兄弟が居る、家族が居る人たちも、初山別に来てうつしたら困るから、何かがあったら困るから帰ってくるんじゃないと、強引にそう言ったという家庭もあります。そんな一生懸命になってる中で、もしこれから先、直ぐに解決できる問題であればいいのですが、これは長期にわたると思います。そんな中で、PCR検査だけが私たちの感染している、していないを発見する唯一の方法だと思います。その中で、元気な人もPCR検査を受けて、大丈夫でしたら故郷に帰れるなとか、それから子どもたちが居るところに行けるなという判断をする為にも必要なことですし、元気な私達がもしかしたらかかっているかもしれない、ということを考えると熱がある

人達だけではなく、症状がある人たちだけじゃなくて、どこかに行ってきた後とか、不安を感じた時にすぐ検査ができる体制、自分が検査を受けられる体制があるということは、強いていえば早く感染者を発見することができるし、家族や地域に広げないで済むし、PCR検査の拡大が私たちのウイルスの感染拡大を防ぐ唯一の方法ではないかと思います。今ワクチンがイギリスでも接種されていますが、まだ私たちの元に届くにはだいぶ期間があります。せめてワクチンがきちんと確立され、私たちの手に届き、また薬がきちんと開発されて私たちがようやく薬を飲めるようになるまでの間、安心して暮らせるように、家族を守っていけるようにPCR検査の検査負担の3万円はとても大きいです。もし家族2人で受ければ6万になります。そういった検査をこの小さい村だからこそ補助していける、村でだからこそ都会に先んじてやってみる、ということが大事でないかと思います。今の状態は、PCR検査の拡大は続けているが、ウイルスは収まっておりません。このウイルスは、他のウイルスだと発熱とか症状が出るので早く隔離することができますが、無症状のままうつっていきますので、なかなか難しいウイルスだと思います。なんとかこのウイルスから村民を守るためには、やはりPCR検査の拡大は重要だと思います。是非PCR検査の検査負担を一部補助していただきたいと思いますし、村の空いている住宅で結構です。なにかあった時に家族から隔離できる、離れていられる場所をいくつか作っていただきたいと思っています。今は村に感染者は居ませんが、感染者が出たときの為に今から用意しておいて欲しいこと2つです。よろしくお願いします。
村長 宮本憲幸君
議長。
議長 木村健一君
村長。
村長 宮本憲幸君
先ほども申しましたとおり、このコロナに対する脅威には対応しなくてはならない。その意図は本当に議員と同じ認識であります。今全国でも少しずつ時間の経過とともに、このコロナに対する次の一手がどうあるべきかということが徐々に現れてきている段階にあります。都道府県の考え方、あるいは市町村の考え方、そして1番には特措法に基づく国の対応ということがあるわけですが、三谷議員が言われましたように、私も小さい村だから何かできることがあるのではないかというふうに思っているところですが、そんな中で、そういった今後の状況を見ながら、必要だというときには、充分対応していきたいなというふうに思っておりますのでご理解いただきたいと思います。

2 番 三谷博子君
議長。
議長 木村健一君
2 番三谷博子君。
2 番 三谷博子君
以上。終わります。
議長 木村健一君
暫時休憩します。
(休憩 午前 10 時 51 分 再開 午前 11 時 10 分)
議長 木村健一君
休憩前に引き続き会議を開きます。
6 番長谷川幸廣君。
6 番 長谷川幸廣君
進む、農家戸数の減少への対応ということで質問させていただきます。1 つ目に村長は、農業を村の基幹産業であると常日頃述べています。今の農業の実態は、高齢化による農業者の離農が急激に進み、現在村にいる耕種の農業後継者が 11 人程度しか居ない状況であり、このまま進んでいくと 5 年～10 年後には、農地の受け手もなくどんどん村の農業が衰退し、地域がなくなる恐れがあることから村長の認識をお伺いします。また、それを踏まえ、農業が今後村に及ぼす影響をどう考えているかお伺いします。
2 つ目に村の農業を守っていくためには、人材確保が最も重要である。新規就農者の募集に伴い、農業を目的とした地域おこし協力隊を毎年農業卒で採用すべきではないか。また、来てもらうための住居が必要であります。住宅を整備して、新規就農者や学生の実習受け入れ等も検討すべきではないか。
3 つ目に今の農業者の状況を考えると、先祖から受け継いだ農地を守っていくことは非常に厳しいという認識を持っているが、農業者の経営面積、賃貸の状況はどうなっているのか。また、同じ農地を賃貸してから 10 年～20 年以上経過しているケースもあり、賃貸料も土地代の何十倍にもなっています。後継者不足による法人経営への転換が進む中、売買・賃貸による規模拡大経営への負担が大きくなっていると考えますが、農地を手放す人、取得する人両方が引き継ぎやすい政策支援が必要ではないか。以上、村長の考えを伺います。
村長 宮本憲幸君

議長。
議長 木村健一君
村長。
村長 宮本憲幸君
長谷川議員のご質問にお答えします。ご質問の１点目についてであります。議員ご指摘のとおり村の農業者は高齢化や後継者不足による減少が続き、この１０年で１８名が離農しており、今年実施いたしましたアンケート調査では、後継者の居ない農家の割合は８割を超え、本村の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。農業は村の重要な基幹産業であり、地域農業の衰退は集落機能や地域コミュニティの維持が困難になるばかりではなく、農地の荒廃が進み国土や自然環境の保全・水源のかん養・良好な景観の形成等といった多面的機能の維持が懸念されるところであります。担い手が減少する中、将来にわたり村の農業を維持していくには新規就農者の確保は喫緊の課題であり、中心的担い手への農地の集約・集積による規模拡大の推進が必要と考えております。
ご質問の２点目についてであります。村では平成１８年度から新規就農対策として初山別村地域担い手育成センターを設立し、就農支援を講じてまいりました。この間２名の方が就農し、現在１名の研修生を受け入れております。また、平成３０年度にはオロロン農協と構成３町村などによるオロロン地区担い手確保対策協議会を立ち上げ、広域的に担い手対策を進めているところであります。地域おこし協力隊の農業枠での採用についてであります。村では今年度、協力隊として１名の研修生を受け入れており、今後とも新規就農者の受け入れに当たっては、国による新規就農制度と調整を図り、幅広く進めていきたいと考えております。住宅整備についてであります。住環境は受け入れ体制を図るうえで重要な要件の一つであると考えております。新規就農者や実習生を受け入れるための住宅整備のご提案であります。現在は新規就農者の受け入れ状況から、専用住宅を整備するまでに至っておらず、村営住宅で対応してきており、今後人口減少を見据えた中で総合的に検討してまいりたいと考えますので、ご理解を願います。なお、研修生が短期間滞在する場合の住宅については、空いている村有施設などの有効活用を検討してまいります。
最後に農地についてのご質問であります。村の経営農地面積は「田」が８１５ヘクタール「畑」が１，０４９ヘクタールで、このうち賃貸による利用面積は３５４ヘクタールで、率にして１９％の農地が賃貸により利用されています。長期間の賃貸は借り手側の負担増大に繋がることは承知しておりますが、所有者の中には先祖から受け継いだ土地への愛着や資産として残した

いという思いもあり、売買が進まない事例が多々見られます。農地の売り手・買い手が引き継ぎ
やすい政策支援についてのご質問であります、農地の売買を進めるため国の農地中間管理事業
をはじめ、農業委員会による斡旋事業が行われておりますが、村としても農地の公益性・重要性
を踏まえ必要な対策を検討したいと考えます。なお、村では農業者の高齢化が進む中、11月に
農業委員会と合同で人・農地プランの話し合いのため、村内4地域で集落座談会を開催し、村の
農業の現状と課題をご説明のうえ、農業者の方から今後の農業経営と農地についての考えをお聞
きしたところです。その結果をもとに地域の農業の将来について話し合いを進めながら、農地が
持続的かつ効率的に利用されるよう農業委員会をはじめ関係機関と連携し、取り組んでまいりた
いと考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。
6番 長谷川幸廣君
議長。
議長 木村健一君
6番長谷川幸廣君。
6番 長谷川幸廣君
仕事がないければ誰が来ても村に定着しない。今、村にあるのは農業だと思います。協力隊或い
は、新規就農者の募集に当たっては、制度のある限りこれは続けるべきだとこのように考えます。
また、数少ない農業者の師弟といいますか、子ども達、そういう方にも村外でPRする、メール
なり広報誌もある。そういうもので、ある程度学生のうちからPRする。初山別の人間は何か楽
しい、希望がある、そういうようなことをPRすべきだというふうに思います。そういうことを
是非とも検討していただきたい。また色々研修生とか実習生、そういう方が来て短期での住宅が
いるわけで、住宅に当たっては今はトイレは水洗、シャワー付きそういうのは当たり前のことで
す。来た人がまず村に第一歩入って入るのが住宅です。入った瞬間にここに3日間居るか1年居
るのかは、その時点で決まってしまう、そんな感じがします。かなり前ですが私もそういう経験
はしています。来たくなかったら次の日にはいなくなっている、そういうことがあるので、住
宅はきちっと整備した方がいい、そのように思います。募集に当たっては、いくら募集しても人
が定着しないかもしれませんが、村の農業を守るためには、続けることだと思います。今、仮に
募集しているその内容といいますか、方法といいますか、そういうものをお聞かせ願いたいと思
います。
村長 宮本憲幸君
議長。

議長 木村健一君
村長。
村長 宮本憲幸君
ただいま具体的な村で行っている募集の内容についてのご質問をいただきました。より具体的な説明をしたいというふうに思いますので、担当課長から説明させていただきます。
経済課長 向井隆文君
議長。
議長 木村健一君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
お答えいたします。新規就農の募集につきましては、村の担い手育成センターの方で活動を行っているところであり、募集の方法でありますけども、年に2度札幌市で行われております就農フェアへ参加して募集を行っているものであります。そこでは村の職員、農協職員そして新規就農で来られて自立している農業者の方、そういった方との話もするという意味で一緒に参加しているところであります。これまで数多く毎年出席はしておりますけれども、今のところそこでの新規就農に結びついたという実績としては今のところございません。それからあとの募集につきましては、ホームページによる募集、それから農業会議、そこでも全道的な募集を行っておりますので、そちらの方にも情報を提供しましてホームページの方に載せていただいております。そのような方法で実施をしているところであります。
6番 長谷川幸廣君
議長。
議長 木村健一君
6番長谷川幸廣君。
6番 長谷川幸廣君
農業については、喫緊の問題と村長も言いましたけども、3年5年かかったのでは農業はなくなる、そんな気がします。是非とも希望を持てる農業のそういう仕組みというものを検討していただきたい、このように思っております。以上で終わります。
議長 木村健一君
これで一般質問を終わります。

日程第 6 議 案 第 4 7 号	
議長 木村健一君	
日程第 6 議案第 4 7 号 令和 2 年度初山別村功労者表彰についてを議題とします。なお、地方自治法第 1 1 7 条の規定によって、議長が除斥となりますので、退席します。	
副議長と交代のため暫時休憩します。	
(休憩 午前 1 1 時 2 9 分 再開 午前 1 1 時 3 0 分)	
副議長 鎌田健治君	
休憩前に引き続き会議を開きます。	
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。	
総務課長 加藤明彦君	
議案第 4 7 号 令和 2 年度初山別村功労者表彰について	
初山別村表彰条例第 3 条の規定により、別紙のとおり表彰するものとする。	
令和 2 年 1 2 月 1 0 日提出	
初山別村長 宮 本 憲 幸	
別紙について朗読説明あり記載省略	
副議長 鎌田健治君	
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。	
(質疑なし)	
副議長 鎌田健治君	
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
副議長 鎌田健治君	
異議なしと認め、これより採決します。	
議案第 4 7 号 令和 2 年度初山別村功労者表彰については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。	
(異議なしの声多数あり)	
副議長 鎌田健治君	
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。	
議長と交代のため暫時休憩します。	

(休憩 午前 11 時 32 分 再開 午前 11 時 34 分)
議長 木村健一君
再開します。
日程第 7 議案第 48 号
議長 木村健一君
日程第 7 議案第 48 号 初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
議案第 48 号 初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 2 年 12 月 10 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 公職選挙法の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担を規定するための条例を制定しようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 48 号 初山別村議会議員及び初山別村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午前 11 時 41 分 再開 午後 1 時 5 分)
議長 木村健一君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第 8 議 案 第 4 9 号
議長 木村健一君
日程第 8 議案第 49 号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
議案第 49 号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村税条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 2 年 12 月 10 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。

議案第４９号 初山別村税条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第９ 議 案 第 ５ ０ 号
議長 木村健一君
日程第９ 議案第５０号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
議案第５０号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和２年１２月１０日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第５０号 初山別村介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 10 議案第 51 号
議長 木村健一君
日程第 10 議案第 51 号 初山別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
提案理由等の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
議案第 51 号 初山別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
初山別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のように制定するものとする。
令和 2 年 12 月 10 日提出
初山別村長 宮 本 憲 幸
提案理由 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 51 号 初山別村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 1 議 案 第 5 2 号
議長 木村健一君
日程第 1 1 議案第 5 2 号 令和 2 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 4 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
議案第 5 2 号 令和 2 年度北海道初山別村一般会計補正予算（第 4 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、質疑の方法についてお諮りします。
本案についての質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ってご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一君
異議なしと認め、本案に対する質疑は歳出を先にし、歳出の質疑終了の後歳入に移ることにします。質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
これより歳出の質疑を行います。13 ページからです。
3 番 斉藤勝博君
議長。
議長 木村健一君
3 番 斉藤勝博君。
3 番 斉藤勝博君
22 ページ 4 目 診療所費 13 節 使用料及び賃借料
感染症患者対応用プレハブ借上料ということで、診療所の方にプレハブを設置すると聞いておりますが、大体いつ頃からの使用予定になりますでしょうか。
住民課長 大水秀之君
議長。
議長 木村健一君

大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
プレハブの設置予定ですが、本日補正を議決していただいた後に速やかに業者の方と調整をいたしまして、発注する予定であります。業者の方としてはそんなに時間がかからずにできるだろうというふうに聞いてはいるんですけども、概ね1週間なり10日なりの範囲内で設置できるものというふうには考えております。
7番 鎌田健治君
議長。
議長 木村健一君
7番鎌田健治君。
7番 鎌田健治君
14ページ 4目 財産管理費 10節 需用費
34ページ 1目 住宅管理費 10節 需用費
先ほど少し説明があったのですが、窓枠を取り替えるということで4戸だと思うんですけども、それと土木費の住宅管理費ここでも14戸の修繕をみているんですけども、これは総務費の方は窓枠、これはこれからの発注になると思うんですけども、これは冬期間に行うのですか。それと現在空いている住宅が4戸なのか今入っている住宅なのか。その辺について、まず修理の環境の状況を聞かせください。
総務課長 加藤明彦君
議長。
議長 木村健一君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
ただ今の鎌田議員のまず空き家の状況等ということですが、先ほど申しました31号・32号こちらにつきましては、昭和48年に建てられたものでございますけれども、もう1棟の41号・42号は、昭和52年ということでかなり教員住宅の中でも古い建物でございます、今年につきましては、若干の教職員の増員があったのですが、その古い住宅2つを使わなくても先生方が入れたという状況で、4戸とも空き家になって数年経っております。31号の住宅は学校の事務の方が1人入っておりますが、今年の春に出ていったということで、裏側については、そこそこ長い間空き家の状態が続いている。4戸とも空き家でございます。もう1棟の方は、か

なり長い間入っておりませんので、最初は解体を視野に、若しくは、もったいないということで、
他の施設に使えないかということで存置してあった建物でございます。こちらにつきましては、
当初、同じ普通財産でございますので、初山別村の村有住宅ということで、用途替えを一部いた
しまして、役場職員の増に応えようかというような予定であったわけでございますが、もう片方
は、学校の先生が2人入る予定であります。その先生方を迎えるにあたりまして、かなり古い建
物、先程も建築年度を申し上げましたが、窓枠から風がピューピュー入ってくるようなそういっ
た住宅であっては、よその管内から来ていろんな町の住宅を見ている先生方でございますので、
初山別村の住宅はな、というようなことがあってはならないかという部分も含めまして、せめて
当初は、もう少しタイトな予算で計上してあったところですが、窓枠についても今風のものに、
この際空き家なので冬期間施工ということで替えてみてはどうかというような協議、検討をいた
しまして、このような簡易設計の額面になっている訳でございます。それと後ほど科目が違いま
すので、経済課長の方から補足の説明があると思いますが、もう片方の11戸でございます。土
木費の住宅費だと思いますが、そちらにつきましては、9月から退去したり、それから後で行お
うというところで、期間が短い中でございますけども、比較的窓枠改修とかということまででは
なくて、出たあとすぐ住めるような状態に軽く営繕をしていくというような内容だったと思って
おります。以上です。
7番 鎌田健治君
議長。
議長 木村健一君
7番鎌田健治君。
7番 鎌田健治君
今、管理費のことは了解しました。ただ、窓枠だけで大丈夫なのか。中もちゃんと検討して、
やはり人が住むので窓枠だけやればいいということでもないのかなと、掛けられるものは掛けて
出来ないものは出来ないときちんと整備しないと、またやったが中が悪いから入らないというこ
とになるので、中の方もきちんとして環境の良い住宅。先ほど一般質問の中にもありました。そ
ういうことで窓枠だけじゃなくてちゃんとした管理をして、快適な住宅にしていきたいとこ
のように思います。それと土木費の方です。住宅管理費の方もこれも修繕費なので、出て行った
ところを順次やるんだらうと思いますけども、そこら辺も含めて住宅管理をきちっとやって住み
やすい住宅環境を作っていただきたいというふうに思います。終わります。
総務課長 加藤明彦君

議長。
議長 木村健一君
加藤総務課長。
総務課長 加藤明彦君
大変説明が不足しておったようでございます。1番最初の説明の中で、内部窓枠改修と申し上げたつもりでございましたけれども、当初は200万円程度で1戸できるかという予定でしたが、窓枠改修等を含めると1戸あたり平均で300万円ということですので、内部改修はもちろんクロス替えから、今風のフローリングからということで概ね内部改修に200万円、窓枠で150万円くらいだったかもしれませんが、内部改修もしっかり行う予定でございます。
2番 三谷博子君
議長。
議長 木村健一君
2番三谷博子君。
2番 三谷博子君
39ページ 2目 天文台運営費 7節 報償費
星まつりに関連した経費も補正されていまして、今年の星まつりは「2020年星空観察会スペシャル」として、規模を縮小して開催されていましたが、少ない予算をどのように活用し、その効果等についてはどうだったのか教えてください。
教育次長 大西孝幸君
議長。
議長 木村健一君
大西教育次長。
教育次長 大西孝幸君
星まつりの関連でございますが、今年度につきましては、新型コロナ感染拡大防止対策等の対策に基づきまして、中止を決断した訳であります。三谷議員からの質問にもあったように、10月10日におきまして、星まつりの代替事業といたしまして、「星空観察会スペシャル」を実施したわけでございます。こちらにつきましては、村内外から来場者で合計61名の方にご来場いただきまして、観光シーズン外の開催ではありましたが、少し来場者は本来少ないのかと思っていただけたところではございますけれども、シーズン外におきましても61名の利用者をいただけたところであります。この開催におきまして、ある一定の手応えを感じておりますので、来年度以降

の星空観察会といったような事業に反映していければと考えているところです。
1 番 高場志津子君
議長。
議長 木村健一君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子君
30 ページ 2 目 観光費 18 節 負担金補助及び交付金
村観光協会運営事業補助金として、850 万円からの減額ですけども、岬まつり等中止になりました。その中身についてどういう事業が中止になって執行できなかったのか。残された235 万円、これはどういう事業に使ったのか内訳について教えて欲しいと思います。
経済課長 向井隆文君
議長。
議長 木村健一君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
お答えいたします。村観光協会の運営事業補助金の内容でございますが、まず615 万円の減額の主な内訳としましては、岬まつりの中止となる減額として、500 万円程、それから春・秋それぞれイベントを計画していた訳でございましたけど、春については中止、秋の味覚感謝祭については規模を縮小という形で30 万円程ここで減額となっています。それから海水浴場は今年閉鎖したということで40 万円程、それから出店PRということで、旭川それから札幌へ各1 回出向きまして、PR 活動ということを計画していましたが、これについても中止ということになっておりますので40 万円程減額となっているところです。残った部分で今年度どういう事業だったかということでもありますけども、235 万円のうち大きいものとしましては、事務委託ということで、民間の事業者の方に150 万円委託費ということで事務委託分支出をしています。残りについては、従来実施しております秋の感謝祭これらの事業、それから推進事業ということで手ぶらでキャンプですとか諸々の観光事業を通常どおり行っているところでもあります。
1 番 高場志津子君
議長。
議長 木村健一君
1 番高場志津子君。

1 番 高場志津子君
岬まつり出店者に対して、なんだかの補助がありましたけれども、そのちゃんとした内容というのを知りたいと思います。
経済課長 向井隆文君
議長。
議長 木村健一君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
ただ今の質問でございますけれども、本年度岬まつりが中止になったということがありまして、本来出店していただいていた出店協力者に対しまして、来年の開催に向けてコロナ対策の準備金という意味も含めまして、3万円の支給をしているところです。以上です。
議長 木村健一君
歳出の質疑がないようですので、歳入の質疑に移ります。3ページからです。
1 番 高場志津子君
議長。
議長 木村健一君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子君
4 ページ 2 目 土木使用料 4 節 公園使用料
今年度オートキャンプ場の収入が大幅に増えました。それで、行政報告も受けましたが今年度の夏場、金比羅神社、キャンプ場を含めて岬台公園に沢山の観光客の方が来てくれました。それをシーズンも終わりどう総括して次年度に向けて公園一帯の無料の部分を含めた情報発信をどのようにしていくとお考えかを伺います。
経済課長 向井隆文君
議長。
議長 木村健一君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
岬台公園でございますけれども、高場議員ご指摘のとおり今年については特にオートキャンプ場は非常に多くのお客さんがご来られたということで、コロナの影響が逆に反映したということ

とは考えております。また利用料金を取っていないですけども、灯台の方のキャンプ場、こちらの方も大変非常に多くの入り込みがありました。そういうこともありまして、来年もおそらくこういうコロナの状況が続きますと、沢山の方がキャンプ場、屋外の方にはお越しになるんだろうなということで考えておりますので、引き続きどういようなPRが良いのかその辺を含めて、また、受け入れ体制をしっかりとりながら対応していきたいと考えております。
議長 木村健一君
他に質疑はございませんか。
(質疑なし)
議長 木村健一君
歳入の質疑がないようですので、歳入歳出全般について質疑ありませんか。
1 番 高場志津子君
議長。
議長 木村健一君
1 番高場志津子君。
1 番 高場志津子君
8 ページ 5 目 農林水産業費道補助金 1 節 農業費道補助金
北海道農業次世代人材投資資金（経営開始型）道補助金として入ってきていますけど、それがそっくり経営をされた人に道の補助金としていくのだろうが、経営を開始して本村独自の補助ではないという前の答弁でしたので、この道の補助金、経営開始した方に対して何年くらい道の方で助成していただけるものなのですか。
経済課長 向井隆文君
議長。
議長 木村健一君
向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
経営開始型の補助金でございますが、予算は、道補助金となっておりますけども、国庫でございます。道を経由して交付されますので、科目上は道補助となっておりますけども、国庫補助金ということでご理解いただきたいと思います。支給期間ですけども、経営開始から5ヶ年間ということで150万円を上限として支給されます。1年目は150万円を無条件でもらえるのですけども、今回39万1千円減額になっておりますのは、2年目からは所得によりまして減額調整

されるということで今回このように減額になっているところであります。以上です。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第５２号 令和２年度北海道初山別村一般会計補正予算（第４号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(休憩 午後 ２時１０分 再開 午後 ２時３０分)
議長 木村健一君
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第１２ 議案第５３号
議長 木村健一君
日程第１２ 議案第５３号 令和２年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
議案第５３号 令和２年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。

(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第５３号 令和２年度北海道初山別村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第１３ 議 案 第 ５ ４ 号
議長 木村健一君
日程第１３ 議案第５４号 令和２年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第３号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
議案第５４号 令和２年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第３号）について別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)

議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 5 4 号 令和 2 年度北海道初山別村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 4 議 案 第 5 5 号
議長 木村健一君
日程第 1 4 議案第 5 5 号 令和 2 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。大水住民課長。
住民課長 大水秀之君
議案第 5 5 号 令和 2 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
（質疑なし）
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
（異議なしの声多数あり）
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 5 5 号 令和 2 年度北海道初山別村後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 2 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 5 議 案 第 5 6 号
議長 木村健一君
日程第 1 5 議案第 5 6 号 令和 2 年度北海道初山別村簡易水道事特別会計補正予算(第 2 号)
を議題とします。
提案理由の説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
議案第 5 6 号 令和 2 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第 5 6 号 令和 2 年度北海道初山別村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
日程第 1 6 議 案 第 5 7 号

議長 木村健一君
日程第16 議案第57号 令和2年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)を議題とします。
提案理由の説明を求めます。向井経済課長。
経済課長 向井隆文君
議案第57号 令和2年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)につ いて
別紙について朗読説明あり記載省略
議長 木村健一君
説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑の方法は、歳入歳出一括質疑とします。
質問される議員は、ページ数・目・節を申し述べてください。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですのでこれで質疑を打ち切り、なお討論を省略し採決してご異議ありません か。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め、これより採決します。
議案第57号 令和2年度北海道初山別村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は原 案のとおり可決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
お諮りします。議事運営上12月11日に審議を予定されております4件の案件につきまして は、本日の日程に追加し議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、4件の案件を追加し議題とすることに決定しました。
追加日程表配布のため暫時休憩します。

(休憩 午後 3時00分 再開 午後 3時 1分)
議長 木村健一君
再開します。
追加日程第1 報 告 第 2 号
議長 木村健一君
追加日程第1 報告第2号 令和2年度学校定期監査の結果報告についてを議題とします。
お諮りします。本件につきましてはすでに各議員に対し、この写しを送付済みでありますので
朗読を省略してご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認め朗読を省略します。
なお報告事項であります。特に質疑があればこれを許します。
(質疑なし)
議長 木村健一君
質疑がないようですので、報告第2号 令和2年度学校定期監査の結果報告については報告済
みとします。
追加日程第2 発 議 第 4 号
議長 木村健一君
追加日程第2 発議第4号 議員の派遣についてを議題とします。
お諮りします。議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することにしたいと思いま
す。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって発議第4号 議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣
することに決定しました。
追加日程第3
議長 木村健一君

追加日程第3 初山別村議会総務経済常任委員会の閉会中の所管事務調査の報告についてであります。常任委員長より議長あて諸般の報告の綴り込みにあるとおり、閉会中の所管事務調査の報告がありました。
常任委員長より補足説明があれば発言を許します。
1番 高場志津子君
議長。
議長 木村健一君
1番高場志津子君。
1番 高場志津子君
補足説明ありません。
議長 木村健一君
補足説明がありませんので、以上で報告済みといたします。
追加日程第4
議長 木村健一君
追加日程第4 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。
議会運営委員長及び総務経済常任委員長から委員会において、調査中の事件について会議規則第74条の規定によって、お手元に配布しております申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。
よって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数あり)
議長 木村健一君
異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和 2 年第 4 回初山別村議会定例会を閉会します。

(令和2年12月10日 午後 3時 6分)